地域医療構想における地域の主体性を尊重することを求める意見書

厚生労働省は今年9月26日に開催した第24回「地域医療構想に関するワーキンググループ」会議で、公立・公的病院の医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合にむけて「具体的対応方針の再検証を要請」する病院名を提示しました。

資料では「具体的対応方針の再検証の要請を受けた際は、再編統合について特に議論が必要な公立・公的医療機関等は、協議し、遅くとも2020年9月末までに結論を得る」とされています。全国424病院が明示され、そのうち北海道は都道府県で最多数の54施設が該当しました。

その地域に人々が暮らし続けるために医療は欠くことのできない社会基盤です。しかし 今は医師不足等で医療を受けたくても受けられない実態や、経営難のため医療機関が縮小 している現状にあります。

とりわけ北海道は広大な面積や冬期間の積雪・寒冷による移動の困難さ、そして公共交 通機関も減少している中で通院に困難を抱える住民も多くいます。

地域医療を担う病院の役割やそのために必要な病床数等は、それぞれの地域で十分な議論を尽くし将来の方向性を決めていくべき課題です。報道によると厚生労働省はワーキンググループ会議で「(地域医療構想)調整会議の活性化を意図したものであり、今後の方向性を限定するものではない」等と説明しています。しかし、このような形で政府が上から口を挟むこと自体、高齢化と人口減少の中でも各地の実情を踏まえながら地域医療をどう守るのか、という本来あるべき議論に混乱をもたらしかねず、地方自治の精神に反します。

よって政府においては、病院名の公表について再度精査し、対象の病院に具体的対応方針の再検証の要請等を行わないこと。そして今後の地域医療構想の進め方においては、自治体と医療機関そして地域住民等が主体的に議論し決定することを国としても尊重するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月13日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 財務大臣